

コーポレート・ガバナンス報告書

2026年3月27日

会社名 株式会社ネクストハンズ
(コード番号 430A TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役 長田 敏彦
問合せ先 執行役員管理部長 増田 吉信
TEL 055-972-6655
URL <https://www.hands-inc.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、公正かつ効率的な経営に取り組むにあたり、コーポレート・ガバナンスが重要な課題であると考えております。また、経営の意思決定の内容及び過程を明確にし、利害関係者の意思や利益を適切に反映していくことが重要であると認識をしております。

そのために、株主総会、取締役会、監査役、内部監査、監査法人を通じて、適法性の確保及び不正防止のためのコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	該当なし
-----------	------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ジェネシス	143,400	72.42
長田 敏彦	36,000	18.18
杉本 哲也	4,000	2.02
佐野 淳祥	4,000	2.02
株式会社ペイジェント	2,000	1.01
雄大グループ株式会社	2,000	1.01
株式会社デザインスタジオフェニックス	2,000	1.01
株式会社石田鉄工所	2,000	1.01
株式会社ワークフェア	2,000	1.01
株式会社エレファント	400	0.20
前橋 将彰	200	0.10

支配株主名	株式会社ジェネシス、長田 敏彦
-------	-----------------

補足説明

株式会社ジェネシスは、代表取締役長田敏彦氏により総株主の議決権の過半数が所有され、同氏が代表取締役を務める資産管理会社になります。

親会社名	該当なし
親会社の上場取引所	—

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における従業員数	100人未満
直前事業年度における売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	該当なし

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—
------------------------	---

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
福井隆一	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福井隆一	—	—	他社で、CFOとして上場に導いた経験があり、豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	該当なし
----------------------------	------

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	1名

監査役、監査法人、内部監査部門の連携状況

監査役は、取締役会に出席して必要に応じ意見を述べるほか、取締役会以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、重要な決裁書類の閲覧等を通じ監査役監査を実施しております。

内部監査は、内部監査責任者が、内部監査規程や内部監査計画書等に基づき、各部門の業務に関する監査を実施しております。監査結果は、代表取締役及び被監査部門に報告され、必要に応じて改善指示を行い、改善状況を継続的に確認しております。

監査役、内部監査担当及び監査法人と随時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っており、定期的に三様監査ミーティングを開催し、それぞれが緊密な連携を行うことにより、適切な監査体制を維持しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
長田広幸	税理士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長田広幸	—	—	税理士として会計に関する専門的な知識を有しており、これまでの経験と高い見識から財務状況を適切に評価し監査できるため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	該当なし
---------	------

その他独立役員に関する事項

該当なし

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業務向上へのインセンティブを高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的としてストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役, 社外取締役, 従業員
-----------------	-------------------

該当項目に関する補足説明

付与対象者を定めているのは、当社の業績向上に関するインセンティブとしてストックオプションの付与を考えているためです。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役とは、日常的に情報の共有を行い、重要な案件については取締役会開催前に事前報告等を行い、情報の齟齬がないように努めております。また、面談等も実施し情報共有及び経営方針の共有も欠かさず行っております。
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役（うち社外取締役1名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

(2) 監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

(3) 内部監査

当社の内部監査は、管理部が主管部署として事業部を監査しております。つぎに管理部の監査は事業部が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

(4) 会計監査

当社は、オリエント監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年12月期において監査を執行した公認会計士は神戸宏明氏、吉田岳仙氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士1名その他1名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由といたしましては、業務内容及び会社規模を鑑み、業務執行機能と監督・監査機能バランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知	株主の皆様が議決権行使に必要な議案検討のための時間を十分に確保できる

の早期発送	よう、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	3月に株主総会を開催しておりますが、より多くの株主が出席しやすいよう、他社の集中日を回避した株主総会を設定できるよう検討してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取り組み	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後の導入に向けて努力いたします。	
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	今後の導入に向けて努力いたします。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。	なし
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報、決算資料等についても掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部に担当部署を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により	株式取扱規程、リスク・コンプライアンス規程を整備し、コンプライアンスの

ステークホルダーの立場の尊重について規定	重要性を社内に浸透させ、誠実に適時適切な情報開示を徹底し、会社を取り巻くステークホルダーの尊重を図ることに努めてまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	SDGs 宣言書を制定し、取り組むべき開発目標を定めたうえで内容を理解し、目標の達成に向けた取り組みを実施することに努めてまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社ホームページを通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示に努めてまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の属するインターネット関連事業などの情報・通信産業は、電気通信事業法、プロバイダ責任制限法、個人情報保護法など多くの法的規制を受けており、企業の社会的責任や影響も増大しております。当社は、法的規制や企業の社会的責任を正確に把握し、業務を適正に遂行できる内部統制システムの構築を進めるとともに、適切な運用による企業倫理・コンプライアンスの徹底に向けた仕組み作りを目指しております。

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力排除規程に基づき禁止しており反社の勢力との取引や関係を一切持たないことを基本方針としております。

また、当社は、次の基本方針に基づき、反社会的勢力による被害の防止に取り組んでおります。

- ①反社会的勢力との一切の関係を遮断するために、全役職員が断固たる姿勢で取り組むものとする。
- ②反社会的勢力による被害を防止するために、警察、暴力追放運動推進センター及び顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応するものとする。
- ③反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然とした態度で法的に対応するものとする。
- ④反社会的勢力への資金提供や裏取引は、一切行わないものとする。
- ⑤反社会的勢力の不当要求に対応する役職員（以下「対応者」という。）の安全を確保するものとする。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

サービス利用者の反社会的勢力排除については、利用者・取引先に対して定期的に反社チェックを担当者が実行しチェックリストを更新していくことで反社勢力との取引が発生しないようにしてお

ります。また、利用者・取引先が反社会的勢力と判明した場合には、即時サービス提供の停止をいたします。

さらに、会社として静岡県暴力追放運動推進センターに加入・講習を受講し、社内にて全従業員向けに研修会を実施し必要性を周知しております。

V. その他

1. 買収への対応方針導入の有無

買収への対応方針導入	該当なし
------------	------

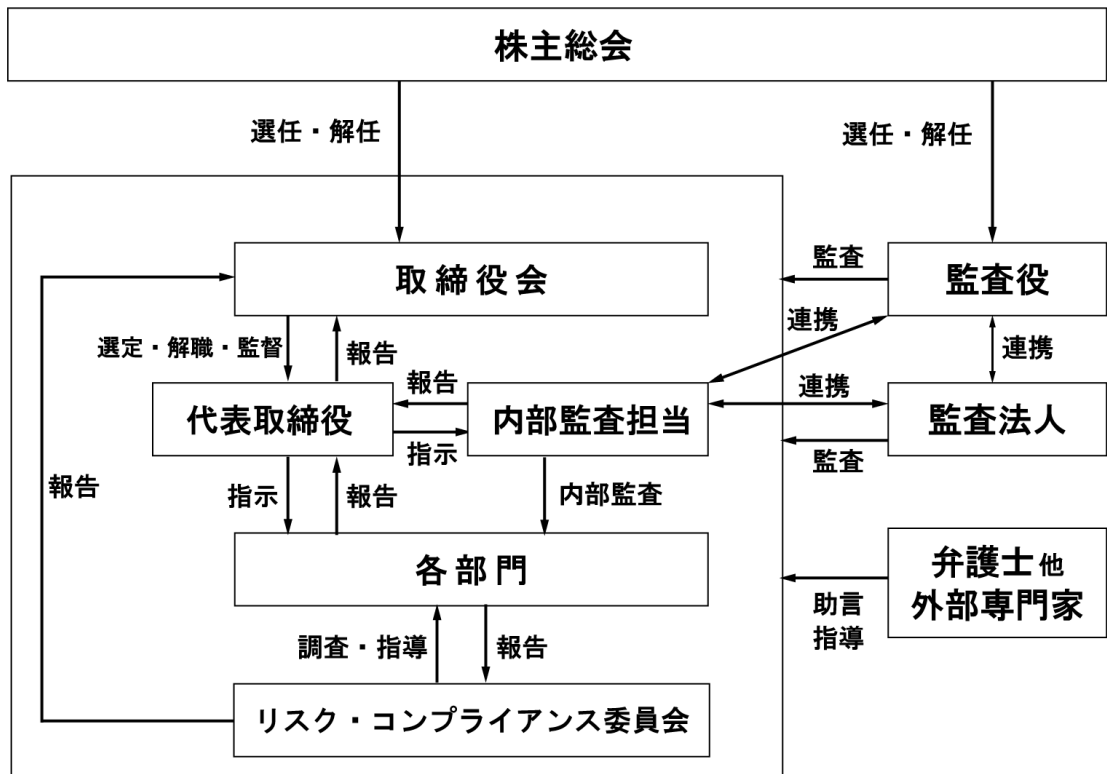
該当項目に関する補足説明

該当なし

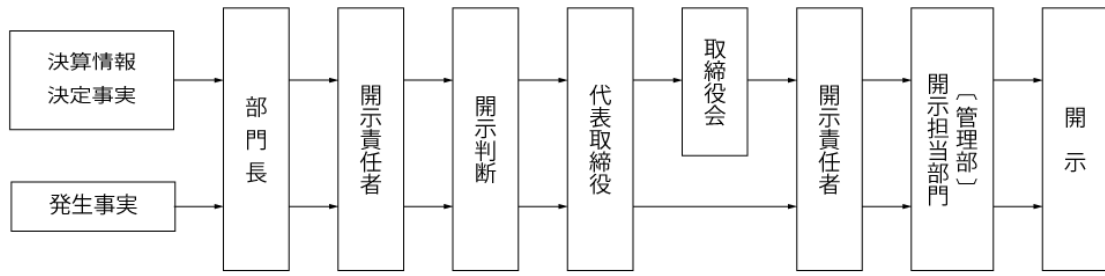
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制の模式図のとおり運用しております。監査役、監査法人、内部監査担当の定期的な監査実施を通じてガバナンス状況を監視、改善しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上